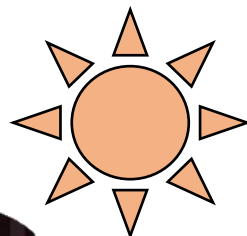


せいかつ ほ ごせいど 生活保護制度のしおり



とし びょうき しょうがい はたら
・年をとりに、病気や障害で、働けない

しゅうにゆう すく せいかつ
・収入が少なく、生活できない

こ おさな おも はたら
・子どもが幼く、思うように働けない

しゅうにゆう すく こうがく いりょうひ しはら こま
・収入が少なく、高額な医療費の支払いに困っている

しごと さが しゅうろう つな
・仕事を探しているが、就労に繋がらない

みんせい いん ふくしじむしょ しやくしょ そうだん
民生委員、福祉事務所、市役所にご相談ください。

生活保護制度とは

生活保護とは憲法第25条で定められた「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するため、いろいろな給付を行うとともに、生活ができるよう「自立」を支援することを目的としています。このしおりでは、生活保護の申請をしたいと考えている人、生活保護を利用している人へ、知っていただかなければならないことをお知らせします。

なお、生活保護制度での「自立」という考え方は、生活保護を利用せずに生活できるようになる「経済的自立」を目指すだけではない、もっと広い概念です。

主な相談相手

・福祉事務所地区担当員（ケースワーカー）

保護の相談に来られた人の相談を受けたり、定期的に家庭訪問などをして生活状況を聞き、保護の決定に必要な調査を行っています。また、保護を利用している世帯が、生活の維持・向上や自分の力で生活できるようになるために、一緒に考え、必要な支援を行います。

・民生委員

民生委員は、福祉事務所と保護を受ける人とのパイプ役です。生活に困ったことや、悩みごとをもつ方々のよき相談相手として、必要な助言をします。

保護を利用するにあたって必要なこと

次の①～②を生活の維持のために活用する必要があります。生活保護はそれでもなお、生活に困窮する場合にかぎり、国が定めた最低生活費から不足した分についてお金を支給したり医療や介護を受けられるようにします。

但し、これらをすべて保護申請の前に終わらせておかなければならない訳ではなく、申請はいつでも行うことができます。保護の利用が認められれば、必要に応じて就労・治療・いろいろな手続きなどの支援をします。

① 資産の活用



・ 現在保有する現金や預貯金は生活費にあててください。

ただし、生活保護の利用開始後、生活保護費等を生活保護の趣旨目的に反しない目的（例：耐久消費財の買換え費用）で貯めることは認められます。

・ 有価証券などは収入に変え、生活費にあててください。

・ 生命保険に加入している場合は、原則として解約して返戻金を生活費にあててください。ただし、解約返戻金及び保険料額が少額である場合には、保有が認められることがあります。

・ 自動車の保有・使用は身体的な障がいや人工透析のためにバスや電車での通院が出来ない場合や、車以外での通勤が出来ない場合など条件付きで認められることがあります。※買い物等の生活の利便の為だけに保有・使用することは出来ません。

・ 125 cc以下のバイクは、任意保険に加入するなど条件を満たせば、処分せずに保有・使用できます。

・ 現在居住している建物・宅地については、保有が認められますが、それが非常に処分価値が高い場合は、売却してください。なお、住宅ローンの残っている住宅については、原則として保有が認められません。ただし、ローンの支払いの繰り延べが行われている場合、またはローン返済期間も短期間でローン支払額も少額である場合には、保有を認められることがあります。

・ 自分が耕作し、収益のある田・畑は保有を認められることがありますが、耕作できない土地については、売却や賃貸を図ってください。

・ 自分が事業用等で利用している山林・原野は保有を認められることがありますが、利用できない土地については、売却や賃貸を図ってください。



のうりよく かつよう 能力の活用

はたら ひと のうりよく おう はたら しゅうにゆう え つと
働くことができる人は能力に応じて、働いて収入を得るよう努めなければなり
ません。また、びょうき ひと はや びょうき なお たいちょう あんてい つと
また、病気の方は、早く病気を治したり、体調が安定するよう努めてください。



年金手帳

せいかつほごほういがい きゅうふ かつよう ②生活保護法以外の給付の活用

ほか ほうりつ せいど きゅうふ しょうびょうてあて けんこうほけん しゃほ こようほけん ろうさいほけん
他の法律または制度による給付(傷病手当や健康保険(社保)雇用保険・労災保険・
こくみんねんきん こうせいねんきん じどうてあて じどうふようてあて しえん う
国民年金・厚生年金・児童手当・児童扶養手当など)、支援などは、受けてください。

ふようえんじょ ゆうせん 扶養援助の優先

おや こ きょうだいしまい みんぼうじょう ふようぎむ ひと えんじょ
親・子ども・兄弟姉妹など、民法上の扶養義務のある人から援助を
うけることができる場合は、せいかつほごほう きゅうふ
生活保護法による給付より優先されます。
しょうらい せいかつ ふようぎむしゃ かたがた はな あ
また、将来の生活についても、扶養義務者の方々とよく話し合ってください。ふくしじむしょ
福祉事務所
しんぞく たい えんじょ かうせい と あ とくべつ じじょう かていはいぼうりよく ぎやくたい
では、親族に対して援助の可能性を問い合わせしますが、特別な事情(家庭内暴力や虐待)
ばあいとう と あ けんとう そうだん
がある場合等は問い合わせしないことも検討しますのでご相談ください。



せたいたんい ほご 世帯単位の保護

せいかつほ ごせいど げんそく こじんたんい せたいたんい ほごてきよう せたい
生活保護制度は、原則として個人単位ではなく世帯単位で保護適用されます。“世帯”に
おな かてい かぞく どうきよにん ふく れいがい とくべつ じょうけん
は、同じ家庭にすむ家族のほか、同居人も含まれます。なお例外として、特別な条件の
ばあい かぞく わ いちぶ せたいいん ほご せたいぶんり い
場合には、家族を分けて一部の世帯員だけを保護することがあります。(「世帯分離」と言い
ます)しかしその条件が変わったときは世帯分離の見直しを行います。

ほご う ばあい 保護を受けることができない場合

- ぼうりよくだんいん げんそく ほご てきよう せいめい きき せま ばあい
・暴力団員には原則保護を適用できません。生命の危機が迫っているような場合、
ぼうりよくだん め ばあい のぞ しんせい きやつか
暴力団を抜けた場合を除き、申請を却下します。
- か こ ねんきんたん ぼかしつけ おんきゅうたん ぼかしつけ う せいかつほご りよう かた
・過去に年金担保貸付や恩給担保貸付を受けながらに生活保護を利用していただ方が、
さいどねんきんたん ぼかしつけとう う ばあい きゅうはく じょうきよう ばあいとう のぞ げんそく
再度年金担保貸付等を受けている場合、急迫した状況にある場合等を除き、原則
として保護は適用できません。また、せいかつほご じゅきゅうちゅう ねんきんたん ぼかしつけとう う
生活保護受給中は年金担保貸付等を受ける
ことができません。

扶助の種類



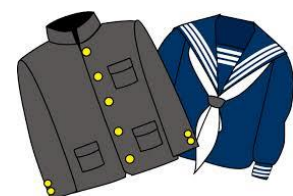
- ① 生活扶助
せいかつふじよ
 食費、衣料、光熱水費等、日常生活に必要な費用（年齢や世帯の人数などで金額を決定）
しょくひ いりょう こうねつすいひとう にちじょうせいかつ ひつよう ひよう ねんれい せたい にんずう きんがく
- ② 教育扶助
きやうふじよ
 学用品や給食費など義務教育のための費用
がくようひん きゆうしょくひ きむきやういく ひよう
- ③ 住宅扶助
たけうちふじよ
 家賃、間代、地代および敷金などの費用、家を補修（小規模なもの）
やちん まだい ちだい しききん ひよう いえ ほしゆう しょうきぼ
するのための費用
ひよう
- ④ 医療扶助
いりやうふじよ
 病気やけがをしたときの治療にかかる費用
びやうき ちりやう ひよう
- ⑤ 介護扶助
かいごふじよ
 介護が必要になったときにかかる費用
かいご ひつよう ひよう
- ⑥ 出産扶助
しゅつさんふじよ
 出産するとき必要な費用
しゅつさん ひつよう ひよう
- ⑦ 生業扶助
せいぎやうふじよ
 ・学用品や通学費など高等学校のための費用、小規模な事業を始めるときの費用
がくようひん つうがくひ こうとうがっこう ひよう しょうきぼ じぎやう はじ ひよう
 ・就職をする際の支度金や技能取得のための費用
しゅうしょく さい したくきん ぎのうしゅとく ひよう
- ⑧ 葬祭扶助
そうさいふじよ
 喪主が生活保護を受けている場合、葬式を行う費用
もしゅ せいかつほご う ぼあい そうしき おこな ひよう



一時扶助について

毎月支給される保護費には、最低生活費として必要なものは全て含まれています。しかし、出産・入学・入退院など保護費のやり繰りではこれらの支出をまかないきれない場合があります。このようなとき、臨時的な支出に応じた一時扶助などがあります。支給には一定の条件や上限額がありますので、一時扶助が必要なときには、福祉事務所へ事前に相談・申請をしてください。

支給にあたっては、申請書、見積書、領収書、実施前後の写真などの書類が必要になります。



生活保護費の計算

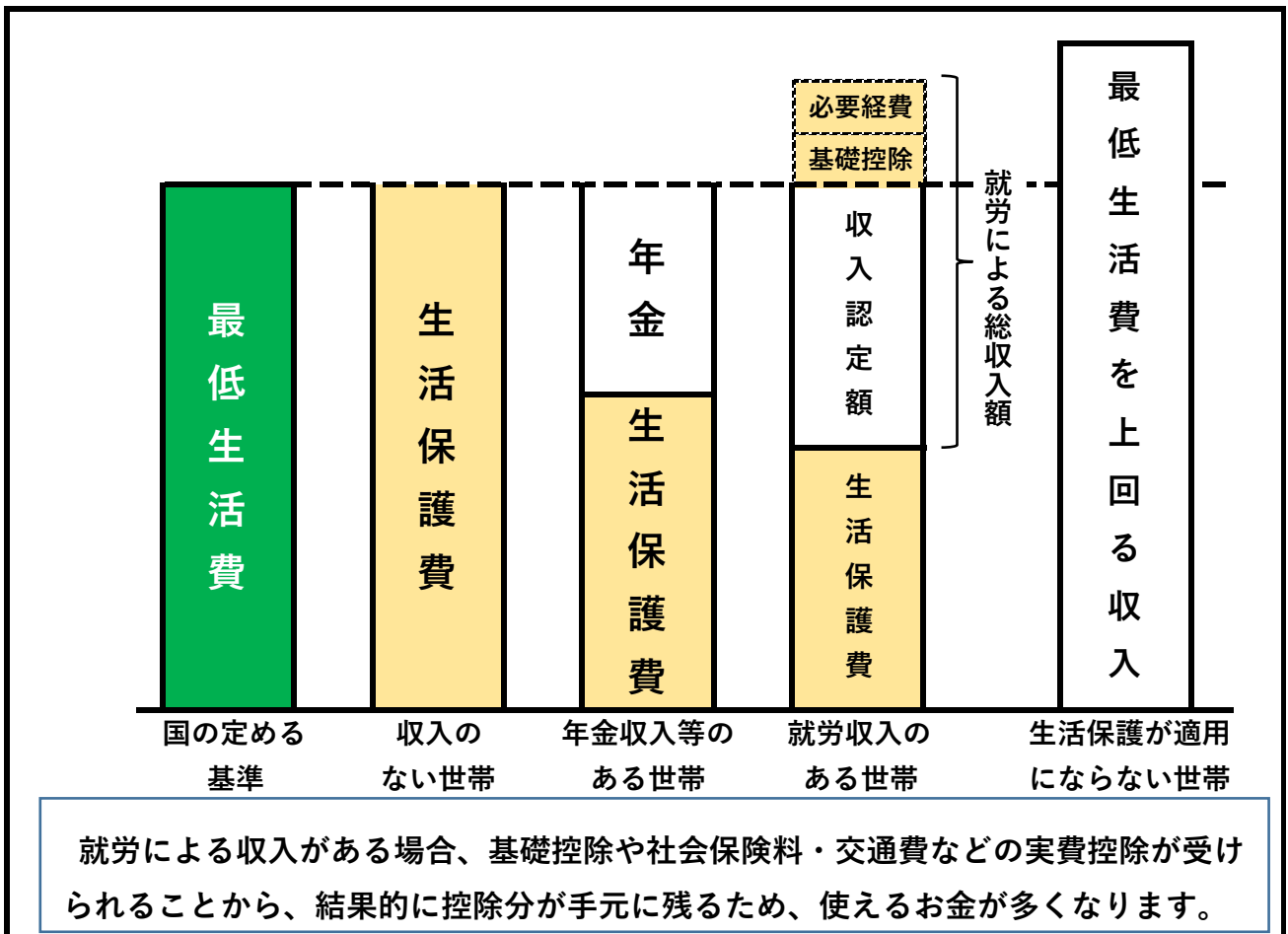
生活保護の扶助費は、最低生活費から収入として認定した額を差し引いた不足分だけを支給します。

最低生活費とは・・・

世帯の状況（年齢や世帯人数、障がいの有無など）に応じて、国が決められている保護基準をもとに計算されます。

収入とは・・・

働いて得た収入、年金や手当などの他の法律により支給される金銭、親族からの援助、預貯金、保険金、人からの借りたお金、資産を貸したり売ったりして得た収入など、世帯の収入全部を合計したものです。なお働いて得た収入については、一部控除が受けられます



権利として保障されること

- 1 正当な理由なく、保護を利用している人に不利になるような変更することはありません。
- 2 扶助費は、税金をかけられたり、保護を利用する権利を差し押さえることはありません。
- 3 福祉事務所がおこなった保護の申請の却下、保護の変更、停止、または廃止などの決定内容に納得できないときは、不服の申し立てをすることができます。不服があるときは、決定があったことを知った日の翌日からかぞえて3ヶ月以内に新潟県知事に対して不服の申し立て（審査請求）をすることができます。



義務として守ってもらうこと

- 1 病気の方は、早くなおるように治療に専念してください。
- 2 働くことのできる人は、能力に応じて働いてください。
- 3 節制、節約し、生活の維持向上につとめてください。
- 4 あなたの生活の維持、向上その他あなたの自立に役立つ内容について、福祉事務所から必要な指導、指示をすることがありますので、そのときは従ってください。従わない場合、保護を変更、停止、または廃止される場合があります。但し、弁明の機会是与えられます。

- (1) 検診命令……………健康状態などを把握するために行います。
- (2) 口頭指導・指示……………面接訪問などの際に口頭により行います。
- (3) 指導指示書……………口頭による指導指示後文書により行います。

5 世帯の状況や世帯の資産や収入に変動があるときは、必ず届け出をしてください。速やかに正しく申告することで収入と見なさないこと（保護費を減らさないこと）もあります。届出用紙は、福祉事務所と各市民センターにあります。届け出内容を話して書類に必要な内容を記入し、押印して提出してください。

たとえば・・・

- ・ 家族の人員が増えたとき、減ったとき
 ※出産・結婚・死亡・転勤・入退院・出稼ぎなど
- ・ 働くようになったとき、働けなくなったとき、また仕事が変わったとき
- ・ 収入があったとき、収入が増えたとき、減ったとき
 ※福祉事務所においても、保護を利用した人の課税状況調査を実施します。
 ※収入の申告をしなければ受けられる控除も受けられなくなります。
- ・ 資産の処分をして収入を得るとわかったとき、収入を得たとき
 ※米や野菜、金銭による仕送り収入やお見舞い金についてもご連絡ください。
- ・ 引っ越しをしようとするとき、家賃や地代に変動があった場合
- ・ 医療機関にかかるとき
 ※入院・退院をするとき、または入院先が変わるとき
- ・ 会社などの健康保険証が使えるようになったとき、使えなくなったとき
- ・ 年金や手当が受けられるようになったとき、受けられなくなったとき
- ・ 高校に入学したり、中途退学や卒業したとき
- ・ 親族などが死亡し、相続権が発生した場合
- ・ その他、生活状況に変わったことがあったとき

扶助費の返還、扶助費の徴収

差し迫った事情のため、本来、資力があるにもかかわらず保護を利用した場合、または、いろいろな事情で扶助費に払いすぎが生じた場合は、すでに保護を受けた範囲で支給された扶助費（医療費を含む）を、返していただくこととなります。

特に医療費は医療費全額（10割負担）費用返還として計算しなければならず、金額が非常に大きくなる可能性があるのあらかじめお知らせします。収入見込みや収入があった場合には速やかに申告してください。

たとえば・・・

- ・ 資産を売却したとき
- ・ 生命保険の解約返戻金や保険金（満期・特約）を受け取ったとき
- ・ 各種の年金、手当をさかのぼって受け取ったとき
- ・ 交通事故の示談金（慰謝料など）を受け取ったとき
- ・ 補償金等を受け取ったとき
- ・ 財産を相続したとき

また、事実と異なる申請をしたり、意図的に収入の申告をしなかったりして、不正な方法で保護を利用した場合には、不正受給として受けた分の扶助費を徴収されます。さらに不正な手段で保護を利用していた場合には、法律により処罰されることがあります。但し、弁明の機会是与えられます。

医療機関などにかかりたいとき

- ・ 病気・けがで医療機関を受診する場合、事前に福祉事務所で「傷病届」を提出し、「診療依頼書」をもらって受診先に提出してください。急病の場合は、事後で構いませんが必ず届け出てください。但し、医療扶助が適用されるのは生活保護の指定医療機関に限られます。あらかじめ担当員にご確認ください。
- ・ 受診は原則として市内の医療機関か、南魚沼市外の場合は最寄りの医療機関になります。医師の指示など、治療上の必要から南魚沼市外の病院を受診しなければならないときは、事前に担当員に相談してください。また、原則として同じ病気やけがで複数の医療機関を受診することはできません。
- ・ 届け出をしなかった場合、医療費を払ってもらうことがあります。
- ・ 医療扶助移送費（通院のための電車・バス代など）の支給を受ける場合は、「保護変更申請書（第5号様式（その5））」に必要事項を記入し、「通院証明書」を付けて提出してください。
- ・ 後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある医薬品は原則として後発医薬品を使用してください。後発医薬品（ジェネリック医薬品）とは、先発医薬品と同じ有効成分、同じ効き目をもつ医薬品のことです。
- ・ 病気が治ったとき、退院したとき、または治療を中止したときは福祉事務所へ連絡してください。



※ 急病や事故があった場合は、福祉事務所へ連絡してください。

その他

1. 保護利用中は原則として新しく借金をすることはできません。高校進学など、お金が必要な場合は福祉事務所にご相談ください。
2. 扶助費は原則として毎月5日に支給されます。(5日が休日や祝祭日の場合はその前日に支給されます。)
3. 生活保護が開始されると、国民健康保険証、後期高齢者医療、重度心身障がい者医療費助成(県障)は使用できませんので福祉事務所へ返却してください。
4. 税金の免除については福祉事務所にご相談ください。
5. 訪問日は事前に連絡しますので、必ず家にいてください。また、訪問は臨時でおこなうこともあるほか、福祉事務所へ来ていただくこともあります。
なお、訪問日に事情により面接ができない場合は、事前に福祉事務所へ連絡してください。
6. あなたのことや、お聞きしたことは、すべて生活保護の実施についてのみ使用され、それ以外には使われませんのでご安心ください。
秘密は固く守りますので、何か困ったことやわからないことがありましたら、いつでもご相談ください。



でんわ れんらくさき つぎ
電話による連絡先は次のとおりです

みなみうおぬましふくしむしよ しやくしよほんちようしゃ
南魚沼市福祉事務所（市役所本庁舎）

みなみうおぬましやくしよ ふくしほけんぶ ふくしか こうせいふくしがかり
南魚沼市役所 福祉保健部 福祉課 厚生福祉係

《☎ 025-773-6667》

やかん きゆうじつ じょうき でんわ つう
《夜間や休日は、上記の電話は通じません》

きんきゆう ばあい れんらく
緊急の場合は ☎025-773-6660へご連絡ください。

きんきゆうれんらく つか
メールアドレス（緊急連絡には使えません）

kousei@city.minamiuonuma.lg.jp

